

アメリカ合衆国におけるいじめ防止対応 —連邦によるアプローチと州の反いじめ法制定の動き—

井樋 三枝子

【目次】

はじめに

- I 連邦機関によるいじめへのアプローチ
- II 州の反いじめ法制定と反いじめ法制定推進団体
- III デラウェア州学校いじめ防止法

おわりに

翻訳：デラウェア州学校いじめ防止法 (An Act of
May 18, 2007, Ch. 14, 76 Del. Laws (2007).)

はじめに

連邦制国家であるアメリカでは、教育は州の専管事項とされている。連邦教育省 (U.S. Department of Education) は、各州の教育行政について直接の指示・監督を行うことはなく、教育への支援を行うこととされ、例えば、初等中等教育に関する援助や学術研究の振興のための補助金事業、奨学金事業等を行っている。

2002年に制定された連邦法の初等中等教育改革法 (No Child Left Behind Act, 通称 NCLB^(注1)) は、初等中等教育の質の向上や学校の安全の確保等^(注2)を目標とし、1965年初等中等教育法を全面的に改正したものである。しかしこれは、直接州に対して連邦施策の導入を義務付けるようなものではなく、連邦補助金の受領にあたって、学力テストの実施とその結果に応じた児童・生徒に対する特別な対策の実施や学校そのものの改善等を州に義務付けるような内容となっている。

このように州ごとに異なる教育行政組織、公立学校制度、教員免許制度等の基本的制度が独自に採用されており、教育政策等も州独自に定められている。

初等中等教育に関しては、ほとんどの州で学区という特別行政区画が設置され、学区教育委員会や教育長、さらに州全体を統括する州教育委員会と州の教育行政の最終的責任者としての州教育長、その事務局となる州教育省 (State Department of Education) が置かれている。

世界的に見ると、北欧では1970年代から本格的に学校でのいじめに関する研究が行われており、続いて日本やカナダ、オーストラリア等でも関心が高まり、調査が行われたが、同時期、アメリカでいじめに関する調査はあまり行われていなかった。1990年代に入り、いじめによる自殺やいじめ被害にあった生徒による学校銃撃事件等が多発するにつれ、アメリカでの研究も盛んになり、統計上もアメリカの学校におけるいじめ発生率の高さが示されるようになってきた^(注3)。

このようないじめ問題に、具体的にどのように対応していくかについては、州教育省、州教育委員会の下、各学区の教育委員会と学校でそれぞれの取り組みがなされてきており、対策も州により多様である。しかし、その中でも学区に対し、いじめ防止指針を策定させる等の方法を取る州は多い^(注4)。また、州法上に明確にいじめ防止に関する何らかの規定を設ける州も増えている。2007年5月現在、アメリカでは32州がいじめに関する何らかの州法の規定を有している^(注5)。

本稿では、アメリカ合衆国におけるいじめ問題への対策について、I章で連邦の機関におけるアプローチの概略を紹介し、II章では、1990年代末から2000年初めにかけて進められた州の

反いじめ法 (anti-bullying law) の採択の動きとこの動向に影響を与えたと考えられる NPO の紹介を行う。

III章では、II章で紹介する反いじめ法立法の推進団体により、最も適切であると評価を受けたデラウェア州学校いじめ防止法 (2007年4月州議会通過、5月州知事署名) について紹介し、同法の訳出を行う。

I 連邦機関によるいじめへのアプローチ

連邦法上、「学校におけるいじめ」を明確に掲げ、何らかの規定を行った条文は見当たらない。NCLB 法第4編でも、学校の安全についての規定はおかれているが、いじめに関しては明示的な規定はおかれていない。

前述の通り、連邦はいじめ防止についての施策等についても、直接州に対して提示はしないが、連邦機関においてもそれぞれの所管に応じた取組みが行われている。

これらの取組みに共通しているのは、一般に広まっているいじめに関する誤った認識 (大人が関与する必要のない、よくある些細なことであるという認識や、いじめられる方にも問題があるという認識等) を修正するという立場、また、被害者の自殺や学校への銃撃など他者への激しい攻撃にまでいたる可能性のあるいじめの深刻な問題を啓蒙するという立場である。さらにどの機関も、いじめ問題で世界的に著名な研究者であるダン・オルウェーズ (Dan Olweus)^(注6) 等によるいじめの実態やその分析、いじめ対応プログラム等の研究成果を前提として共有している。

連邦教育省では、安全な学校環境とアルコール・薬物乱用防止の分野で教育を発展させるという枠組みで、副長官官房 (Office of the Deputy Secretary) の下にある「安全な学校及び麻薬のない学校局」(Office of Safe School and

Drug-Free School) がいじめに関する事項を取り上げている。例えば、いじめを受けた児童生徒に対するカウンセリングなどのための補助金、学校が作成するいじめ対策のプログラムに対する「学校安全と生徒の健康のための補助金」の支出等による支援や、「いじめの性質と防止についての調査」と題する教職員向けのオンライン研修教材等の作成を行ったりしている。

「いじめの性質と防止についての調査」オンライン研修は、教職員がいじめ問題に取り組むための包括的な知識を5日間で取得できるよう、充実した内容となっている。

まず1日目は、いじめに関して、世間一般が陥りがちな過った認識を正すことから始まる。2日目には、いじめに関する著名な研究を扱う。ここで加害者、被害者、傍観者の3つの視点からいじめ問題を分析する。

3日目には、アメリカ国内でのいじめ防止のための様々な戦略の例として、各連邦機関の取組みや地方の先進的な取組み、民間団体の取組みなどを紹介し、分析する。また、州における反いじめ法制定の動きも取り上げる。

4日目は、それまでの学習を踏まえて、いじめ防止・対応のための包括的な取組みを行うにはどうしたらよいかを学ぶ。例えば、いじめ防止にも効果があると考えられるこれまでの取組みとして、連邦教育省や連邦保健・福祉省が、長年実施している児童・生徒の年齢に応じた包括的な学校改善プログラムを取り上げて紹介している。これは、学びの場としてのコミュニティである学校に関心を払い、学校の友人や教師との協力を通して学ぶ力を得られるよう、学校はもちろん家庭や地域においても、包括的に取り組むプログラムである。また、前述したオルウェーズ考案のいじめ防止プログラムを導入した、サウスカロライナ州の取組みの紹介も内容としている。

最終日には、受講者の学校ではどのようにい

じめを把握しているかを問い、そのためのチェックシートを提示する等、研修の総まとめを行う。

この研修では、参加者によるオンラインのディスカッションが毎日行われ、それらは研修のサイトでまとめて公開されている。

連邦教育省だけでなく、連邦保健・福祉省でも取り組みを行っている。例えば、同省保健資源・事業局は、児童・生徒、中でも9歳から13歳までのトゥイーン (tweens) と呼ばれる年齢層のメンタルヘルスという観点から、数年来「いじめを今すぐやめよう」(Stop Bullying Now)^(注8) という大規模なキャンペーンを行っている。

その内容は、児童・生徒、学校、教師及び親に対する様々なキット (ポスター、教材)^(注9) や、トゥイーンと関係を持つ大人が、いじめに関する基本的な知識を得るための論文等の頒布など多岐にわたっている。また、いじめ被害者、いじめ加害者、いじめ傍観者それぞれに対し、いじめが起こった場合に取るべき具体的な対応についてのチャートや、いじめに関するウェブドラマの作成、各学校への訪問等のイベントも行われている。このキャンペーンは、NPOや政府の他の機関など多くの協力により運営されている。また、全米青年メディアキャンペーン (National Youth Media Campaign) の一環として連邦の助成を受けている。

同省のアルコール薬物濫用・精神衛生局でも、「15分以上は話を聞こう・・・」(the 15+ Make Time to Listen・・・) という活動の中で「いじめについて」という項目を設けており、いじめ防止プログラム^(注10)を行っている。

これは親や保護者に対する呼びかけを主な柱としたもので、親と子どもが15分以上会話することによって、子どもの行動に対する良い影響が期待でき、家族の絆が深まるという前提に基づいている。

同プログラムでは、①いじめに関する一般の認識を喚起する、②行動を起こす呼びかけを奨励する、③いじめを防止し、発生したいじめには対応する力をつけるという3つの目標が設定されており、対応する3つのキットが用意されている。^(注11)

連邦司法省では、特定の犯罪や非行によって引き起こされる被害を減らすため、警察官を対象とするガイドを出している。その一つとして「学校でのいじめ」^(注12)と題するものがある。これは個別の事件の取り扱い方や捜査方法のマニュアルというよりも、ある問題について、その特色を知り、分析を行うために役立つ知識を与えるための資料という位置づけである。このガイドシリーズは、法学部等の大学教授から成るプロジェクトチームによって作成されている。

「学校でのいじめ」では、いじめ被害者による学校への銃襲撃等問題が深刻であることを前提とし、学術的研究を踏まえ、「いじめとは何か」について解説している。

また、いじめ問題を担当する場合に、どういった事項を質問し、調査すべきか16の対応策を提示し、これらをどのような場合に用いると、どのような利点があるのかについて紹介している。

II 州の反いじめ法制定と反いじめ法制定推進団体

アメリカでは、政府として学校におけるいじめ問題に取り組む場合には、冒頭で述べた特質上、基本的に州が中心となって行われる。州ごとに独自の反いじめ法が制定されてはいるが、それらにはいくつかの共通点もある。

例えば、①児童・生徒が学業を高水準に達成するためには、学校の安全が保障される必要があることを法律で明確に認める、②州の教育省が反いじめ指針やいじめ防止計画のモデルを作

成し各学校区に提示し、その上で学校区の指針や計画策定を支援する、③各学校区に自ら反いじめ指針やいじめ防止計画を策定させ、それらの運用やいじめの実態について州の教育省への報告を義務付ける、といった点である。

多少のばらつきはあるものの、いじめに関連する州の立法は2000年から2003年に集中して行われている。^(注13)この時期に、いじめ被害者による学校銃撃事件が多発したこと等、様々な要因があると考えられるが、その中でも「いじめ警察 USA」(Bully Police USA) という団体等による反いじめ法制定推進活動の活発化が着目される。

アメリカには様々な反いじめ団体があり、この「いじめ警察 USA」もその一つである。設立者のブレンダ・ハイ (Brenda High) 代表は、1998年にいじめによる自殺 (bullycide) で息子を亡くしたことから、1999年以降、いじめに関する活動を開始した。

その活動内容は、いじめ自殺遺族の支援に始まり、いじめ被害者の相談にいたるまで多岐にわたるものである。そして、州に反いじめ法の制定を求める活動を目的の一つに掲げて設立した NPO が、「いじめ警察 USA」であり、全米の州に支部を有している。

ハイ代表は、弁護士と協力し、反いじめ法のモデル法や、そこに盛り込まれるべき要件を検討したり、州政府に対してどのようにして立法を求めていくかのマニュアルを作成する等の活動を行っており、成果物を広くウェブサイト^(注17)で公開している。

また、反いじめ法の立法推進活動の成功例もウェブサイト^(注18)で報告されており、そこでは、直接「いじめ警察 USA」やハイ代表が関与して反いじめ法を採択させた州は、少なくともワシントン州、ヴァーモント州、オクラホマ州、アリゾナ州であると述べられている。^(注19)

I 章でも述べたとおり、連邦レベルでは「い

じめ」そのものを対象とする法律は制定されていない。これに対し、「いじめ警察 USA」では、連邦法としての反いじめ法の制定を訴える活動にも着手しており、E メールを行政・立法関係者に送付するといった草の根ロビー活動の実践^(注20)等をウェブサイトにおいて呼びかけている。

「いじめ警察 USA」は、既存の各州の反いじめ法についても独自に考案した11の基準に照らし、ABC 等の評価付け^(注21)を行っている。

I 章で紹介した連邦教育省のオンライン研修においても、州の反いじめ法制定に関する一節の中で、この「いじめ警察 USA」の反いじめ州法の制定支援活動や反いじめ法の評価付けの取り組みが紹介されている。

以下に「いじめ警察 USA」の提示している反いじめ法が含むべき11の基準を紹介する。

(1) 条文上に必ず「いじめ (bullying)」という用語を用いること。

「憎悪犯罪 (hate crime)」、「ハラスメント」、「差別」等の用語が用いられることがあるが、これらの用語の意味には「いじめ」とは無関係の内容も含まれ、非常に判りにくいということ^(注22)を理由とする。

(2) 学校安全法ではなく、明確に反いじめ法とすること。

学校の安全が重要であることは当然であるが、いじめにおける生徒の権利や個人の安全を明確に規定する必要がある、学校の安全という言葉が通常指し示すような、学校施設における安全というだけでは、いじめ防止の取組みとして十分でないということ^(注23)を理由とする。また、ハイ代表は「学校の安全」を語る上でしばしば引き合いに出される、いじめ被害者が学校銃撃のような残酷な報復を行うことについては、銃撃される被害者数よりも、いじめにより自殺する子どもの数の方がずっと多いと主張してい

る。

(3) 法においていじめと嫌がらせについての定義を行うこと。

被害者を明確に定義することは、必要とされない。その理由としては、いじめは被害者側に理由があるから起こるのではなく、いじめる側に理由があって行われる、つまり、いじめ行為が可能の場合には、対象が誰かは問題とならないことを挙げる。加えて、どのような被害者に対して、特にどのような権利を与えるかを問題とすると、議員の間で議論が割れかねず、迅速な立法が妨げられるおそれがあることも挙げている。

おそらく後者の理由に該当する例としては、2007年5月現在ノースカロライナ州下院で審議されている反いじめ法案^(注22)の審議が当たらないかと考えられる。

この法案の第1条におかれているいじめの定義の中に、ある行為がいじめやいやがらせとなる場合の動機が、例示的に列挙されている。その中に、同性愛者、性同一性障害を理由とする場合が含まれており、この部分に対して様々な議論を生んでいる。

このノースカロライナ州の反いじめ法案は、民主党議員を中心に提案されたものである。しかし、共和党議員の中で同性愛自体を非道徳的と考える議員が、相手が同性愛者等であることを理由に行った行為を、いじめやいやがらせであると明確に条文に規定させないよう、これらの語句を削除するような修正を試みていた。

この法案については、2007年5月17日に語句の削除修正は否決されており、5月29日には下院を通過し、上院司法委員会に付託されている。

(4) いじめ防止指針等の策定に関して、規定すべき内容や策定方法を明確に規定すること。

反いじめ法は、新たな財政支出を伴わない法

律として制定することは可能であるが、各学校区、学校に対して義務付けるいじめ防止指針等の策定に関しては明確な指示を与えることが必要である。

(5) 規則や指針、その他の具体的な反いじめプログラムの策定及びその実施にあたっては、州教育委員会、学校区、学校、親、生徒、専門家が皆で関与し、共同して行うよう規定すること。

(6) 反いじめプログラムやいじめ防止指針は強制力を有するものとして規定すること。

(7) 各学校区等のいじめ防止指針策定にあたっては、そのデッドラインを設けること。

(6)、(7)は、実効性を確保するためである。

(8) いじめ加害者による復讐、報復や、虚偽の申立てに対して、いじめ被害者を保護する規定を置くこと。

被害者が、常に二次被害の危険に晒されていることを重要視する必要があることを理由とする。

(9) 学校区が反いじめ指針を誠実に履行した場合には、教師、学校、学校区はいじめ発生に関して免責されること。逆に、指針履行に関して誠実でなかった場合には、当然、親や生徒は、学校区等を訴える権限を有すること。

(10) いじめ被害者対応について明確に言及すること。カウンセリング、セラピー等を提供する場合にも、いじめ被害者に対し、最も優先的になされるよう規定すること。

これは、いじめ対策の評価付けでA+を得るために必須の条件とされている。

(11) いじめ防止指針等の実績やいじめ発生情報等についての報告を、学校区が州議会と州教育委員長に対して行うことを義務付けること。

以上の11項目に加えて、サイバーいじめ (cyberbullying: コンピュータやデジタル機器、ネットワークを用いたいじめ) への対策を反いじめ法に盛り込むことも主張している。「いじめ警察 USA」が提示するモデル法には、学校のコンピュータシステムやソフト、機器を用いたいじめについての規定が盛り込まれている。

III デラウェア州学校いじめ防止法

デラウェア州学校いじめ防止法案は、2007年1月16日にデラウェア州議会下院に提出され、4月26日に両院を圧倒的多数で通過し、5月18日、アン・ミナー (Ann Minner) デラウェア州知事の署名を得た。

この法律は、II章で紹介した「いじめ警察 USA」による州反いじめ法の評価付けで最高のA++を与えられている。これは11項目の条件をすべて満たし、サイバーいじめに関しても規定されているためである。A++を得ているのは、現在デラウェア州のみである。

この法律には「いじめ警察 USA」の提示する反いじめ法のモデル法の条文と一語一句違わぬ条文が存在する等、制定にあたって、この団体から何らかの影響を受けていることがうかがえる。

デラウェア州学校いじめ防止法は2条からなり、デラウェア州法典を改正し、第4123A条と第4112D条を新規に制定する内容である。

第1条は、学校でのいじめやギャング行為を捜査、発見できるように、教職員にそのための訓練を義務付ける内容である。

第2条では、学校でのいじめ防止について主

に以下の事項を規定している。

- ・いじめの定義
- ・いじめの明確な禁止
- ・学校区におけるいじめ防止指針の策定の義務化
- ・いじめ防止指針の承認が補助金授与の条件となること
- ・いじめ防止指針には必ず、以下のような内容を明示すること
 - － サイバーいじめに関する規定を置くこと
 - － 学校にいても、学校活動中でなくても、学校と密接に関係がある場合の、電子機器等を使ったいじめを処分対象とすること
 - － 学校でのいじめ防止にかかる組織体制の整備方法の規定
 - － 教職員や児童・生徒によるいじめ発見時の通報の義務化
 - － いじめ被害者や加害者の親、保護者へのいじめ行為の連絡の手続き
 - － 州教育省へのいじめ発生報告の義務化
- ・学校区いじめ防止指針策定の期限
- ・2009会計年度からの予算措置等

おわりに

デラウェア州における法案審議と様々な反いじめ運動との関連について、詳述はできなかったが、現在、報道等で断片的に見ることが出来る他州の動向を簡単に紹介したい。

州議会で反いじめ法案が取り上げられていても、デラウェア州のように審議が順調に進んでいない州もある。例えば、フロリダ州では、2007年4月、下院において110対1の多数で学校でのいじめを禁ずる反いじめ法案が通過したが、その時点で、既に廃案となる可能性が高いことが報じられていた。なぜなら、昨年(2006年)、同様の法案が下院を通過した後、上院で審議されずに廃案となっており、今年も上院提出の同様の法案があったにもかかわらず、上院では全

く審議されていないためである^(注30)。そして、5月4日に上院はこの反いじめ法案を審議しないことを明言し、大方の予想通りの結果となった^(注31)。

ノースカロライナ州の反いじめ法の審議でも、II章で紹介したように、いじめ被害者が同性愛者等である場合について、議員の意見が対立している。

しかし、2007年5月11日にはカンザス州で反いじめ法案^(注32)が採択され、州知事により署名され^(注33)てもおり、反いじめ法制定に対する州の動きは、総じて活発であるということができよう。

注

* インターネット情報はすべて2007年5月31日現在である。

(1) Act of Jan. 8, 2002, Pub.L.No.107-110, 115 Stat 1425. 日本では「落ちこぼれ防止法」等の呼び方もされている。

(2) Act of Apr. 11, 1965, Pub.L.89-10, 79 Stat. 77.

(3) Rana Sampson, *Bullying in Schools* (Problem-Oriented Guides for Police Series No.12). U.S. Department of Justice Office of Community Oriented Policing Services, 2002<<http://www.cops.usdoj.gov/pdf/e12011405.pdf>>

(4) 井樋 三枝子「アメリカ合衆国コロラド州におけるいじめ対策」『外国の立法』232号, 2007.6, pp. 90-101.

(5) *Reporting on State Anti Bullying Laws & Advocating for Bullied Children*, Bully Police USA ウェブサイト<<http://www.bullypolice.org/>>

(6) ダン・オルウェーズについては、日本でも広く紹介されており、著作の邦訳もなされている。ダン・オルウェーズ(松井資夫ほか訳)『いじめ：こうすれば防げるノルウェーにおける成功例』川島書店, 1996.

(7) *Exploring the Nature and Prevention of Bullying*, U.S. Department of Education ウェブサイト<

<http://www.ed.gov/admins/lead/safety/training/bullying/index.html>>

(8) Stop Bullying Now ウェブサイト<<http://stopbullyingnow.hrsa.gov/index.asp>>

(9) 同上<<http://stopbullyingnow.hrsa.gov/adult/indexAdult.asp?Area=communicationskit>>

(10) “About Bullying” the 15+ Make Time to Listen..., U.S. Department of Health and Human Services, Substance Abuse and Mental Health Services Administration, National Mental Health Information Center ウェブサイト<<http://mentalhealth.samhsa.gov/15plus/aboutbullying.asp>>

(11) 3つのキットは次の通り。

① 15+Make Time to Listen Take time to talk about bullying...

親がいじめを体験している子どもの気持ちを理解する助けとなる冊子で、子どもとの対話を適切に勧めるためのガイドラインなどが掲載されている。

② Bullying is NOT a fact of life

教師、親に対するガイドで、オルウェーズの研究等に踏み込んだやや深い内容となっている。

③ 会話開始カード

いじめに対する防御、将来のいじめの危険性からの防御のために役立つ行為を進めるためのもの。カードゲームの形を取り、親や教師が子どもといじめ問題に関する議論を進めることが出来るようになっている。

(12) *op. cit.* (5).

(13) *ibid.*; *Bullying and Student Harassment*, National Conference of State Legislatures ウェブサイト<<http://www.ncsl.org/programs/cyf/bullyingnac.htm>>

(14) *More Perfect Law*, Bully Police USA ウェブサイト<<http://www.bullypolice.org/ThePerfectLaw2006.pdf>>

(15) *Making The Grade*, Bully Police USA ウェブサイト<<http://www.bullypolice.org/grade.html>>

- (16) *Getting Laws Passed*, Bully Police USA ウェブサイト <<http://www.bullypolice.org/NotesGettingLaws.pdf>>他。
- (17) Bully Police USA ウェブサイト <<http://www.bullypolice.org/>>
- (18) 同上
- (19) ハイ代表のウェブサイト <<http://www.brendahigh.com/>>
- (20) ただし、その連邦法の内容については、どのようなものであるべきか明確に提示されていないようである。
- (21) *op. cite.* (15). 反いじめ法を有する州について、A (完璧)、B (まずまず)、C (可もなく不可もない)、D (価値がない) の4段階評価。A、B、C、Dにそれぞれに+や-が付いて更に細かい評価もされる。Fは、反いじめ法が存在しない場合で、落第を意味する。
- (22) H.1366, 2007-2008 Sess. (N.C. 2007) <<http://www.ncleg.net/Sessions/2007/Bills/House/HTML/H1366v3.html>> ; <<http://www.ncleg.net/gascripts/BillLookUp/BillLookUp.pl?Session=2007&BillID=H1366&votesToView=all>>
- (23) HB 7, 144th Gen. Assem. (De. 2007) <<http://www.legis.state.de.us/LIS/LIS144.NSF/vwlegislation/D8E206BE3B23259B8525725E00673294>>
- (24) *ibid.*
- (25) *State of Delaware Governor Ruth Ann Minner's Home Page*, デラウェア州ウェブサイト <<http://governor.delaware.gov/photos/051807hb7.shtml>>
- (26) 例えば、デラウェア州いじめ防止法第2条(f)項(2)の条文は、モデル法第6条(免責)第3項と同一である。
- (27) 本稿の執筆段階では、デラウェア州における法定過程に関する詳細な情報を得ることができず、制定にNPO等がどうかかわったのは明確にできなかった。
- (28) An Act of May 18, 2007, ch.14, 76 Del. Laws (2007).
- (29) CS/HB 575, Reg. Sess. 2007 <<http://www.myfloridahouse.com/Sections/Bills/billsdetail.aspx?BillId=35088&SessionIndex=-1&SessionId=54&BillText=bullying&BillNumber=&BillSponsorIndex=0&BillListIndex=0&BillStatuteText=&BillTypeIndex=0&BillReferredIndex=0&HouseChamber=B&BillSearchIndex=0>>
- (30) Breanne Gilpatrick "house passes bully bill" *Miami Herald*, April 25, 2007, p. B6 <<http://www.miamiherald.com/458/>> ; Anna Scott "Anti-bully bill unlikely to pass legislature" *Herald Tribune*, May 3, 2007 <<http://www.heraldtribune.com/apps/pbcs.dll/article?AID=/20070503/BLOG29/70503025/-1/Help0530>>
- (31) *ibid.*
- (32) SB 68, 2007-2008 Leg. (Ks. 2007) <<http://www.kslegislature.org/bills/2008/68.pdf>>
- (33) *Press Release May 11, 2007*, Kansas Office of Governor ウェブサイト <<http://www.governor.ks.gov/news/NewsRelease/2007/nr-07-0511a.htm>>

デラウェア州学校いじめ防止法

An Act of May 18, 2007, ch. 14, 76 Del. Laws (2007).

井樋 三枝子訳

第1条 デラウェア州法典第14編を、以下に掲げる新たな第4123A条の追加により改正する。

第4123A条 学校いじめ防止及び犯罪的青年 ギャング発見訓練

(a) 各学校区及びチャータースクールは、デラウェア州法典第11編第617条に規定される犯罪的青年ギャング行為及びデラウェア州法典第14編第4112D条に規定されるいじめ防止の確認及び報告のために、毎年合計1時間の合同訓練を、公立学校の被用者が受けることを保障しなければならない。訓練のための物品は、州司法省及び州教育省により、法執行機関、デラウェア州教育協会 (the Delaware State Education Association)、デラウェア州学校理事会協会 (the Delaware School Boards Association)、及びデラウェア州学校運営者協会 (the Delaware Association of School Administrators) の協力のもとに準備されなければならない。

(b) この条により要求されるいかなる現職教育も、この編の第1305条(e)項において規定される契約学校年度内に提供されることが義務付けられる。

第2条 デラウェア州法典第14編第41章を、以下に掲げる新たな第4112D条の追加により改正する。

第4112D条 学校いじめ防止

(a) いじめの定義

この条で用いられる場合、いじめとは、

他の児童・生徒、学校のボランティア要員又は学校教職員に対する、書かれた、電子的な、口頭の又は身体による意図的な行為又は行動であって、当該の状況下にある通常の者が、以下に掲げる効果を有すると当然知りうるものをいう。

(1) 児童・生徒、学校ボランティア要員又は学校の被用者の精神的若しくは身体的な健康に対して実質的な危害が加えられ、又は彼らの財産に対して実質的な損傷がなされるかもしれないという相当な理由のある恐怖の状態に、彼らを置くこと。

(2) 行動の浸透性若しくは執拗性によって、又はいじめ加害者といじめ対象者との間の力の格差によって、敵対的、脅迫的、屈辱的又は虐待的な教育環境を作り出すこと。

(3) 教育実績、教育機会又は教育的な恩恵を促進するために必要とされる安全な学校環境を、児童・生徒が有することを妨害すること。

(4) 個人又は団体を扇動し、教唆し、又は強制することにより、他の児童・生徒、学校ボランティア要員又は学校被用者の品格を傷つけ、人間性を奪い、面目を失わせるような、又は彼らに精神的、心理的若しくは身体的危害をもたらすようないじめを繰り返すこと。

(b) いじめの禁止

(1) 各学校区及びチャータースクールは、いじめを禁止し、いじめ行為の対象者、目撃者又はいじめの行為につい

て信頼できる情報を有する者に対する復讐、報復又は誣告を禁じなければならない。

(2) 各学校区及びチャータースクールは、少なくとも以下に掲げる要素を含む指針を策定しなければならない。

(A) 学校の所有地内若しくは学校活動においての、又は、学校区若しくはチャータースクールのコンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータネットワーク若しくはその他の電子技術を通じて接続されるデータ若しくはコンピュータのソフトウェアを用いての、幼稚園から12年生までにおけるいかなる者に対するいじめも禁ずるという声明。この条でいう、学校の所有地及び学校活動とは、この編の第4112条におけるものと同様の定義とする。

(B) この条の(a)項と同程度に包括的ないじめの定義

(C) 学校全体でいじめ防止計画を策定するための指示

(D) 各学校が、計画の設計、承認及び監督を含む学校のいじめ防止計画の調整に責任を負う、現場ベースの委員会を設置する義務。現場ベースの委員会のメンバーの過半数は学校の専門職員でなければならず、その過半数は教員でなければならない。委員会はそのほかに、学校運営を担当する職員、支援職員、(7年生から12年生まで在籍する児童・生徒のための)生徒団体、親及び始業前又は放課後活動担当の職員の代表をも含んでいなければならない。これらの代表者は、非被用者団体の代表が学校長により任命されなければならない

いことを除き、それぞれが、代表する集団の構成員によって選出されなければならない。委員会は1人1票の原則で運営されなければならない。現場ベースの学校規律委員会がデラウェア州法典第14編の第1605条(7)項(a)及び(b)の規定に従い、既に設立されている場合は、その委員会は、前述の責任を受け入れるかどうかについては、投票を行わなければならない。

(E) ある者がいじめ対象になっているのではないかと、通常の者ならば思うようになる信頼に足る情報を学校被用者が有する場合、それを管理者に対し迅速に報告する義務

(F) 時宜を得た方法で、管理者が迅速に調査を行い、いじめが発生したか否かを判断するための執行手続きを、各学校が有する義務

(G) 予算措置が可能な限りにおいて、各学校が教室外の領域での監督システムのための計画を策定する義務。その計画は、教室外の領域に関する情報の審査及び交換について規定する。

(H) いじめの影響の適切な範囲の特定

(I) この編の第202条(f)項に規定する児童・生徒及び親、後見人若しくは親戚である保護者に対し、又は法的後見人に対し、いじめ行為についての情報を提供するための手続き。ただし、この項は、匿名の通報にのみ基づいた公式の懲戒措置を認めるものではない。

(J) この条で規定されるいじめ対象者若しくは他者をいじめる者の、この編の第202条(f)項に規定される親、後

- 見人若しくは親戚である保護者又は法的後見人が通知を受ける義務
- (K) 州教育省規則に従い、すべてのいじめ事件を、発生後5業務日以内に州教育省に報告する義務
- (L) いじめの通報後の報復を禁ずる声明
- (M) 学校職員の構成員及びいじめ関連の事項について児童・生徒の治療に関与する医療専門職者の間の情報伝達のための手続き
- (N) 学校いじめ防止計画を年間通して実行し、かつ学校行為規律指針及びこの編の第4112条に統合させる義務
- (c) 指針の普及及び実行責任
- (1) 各学校区及びチャータースクールは、2008年1月1日までに、この条の(b)項に一致した指針を採択し、これを1部デラウェア州教育省に提出しなければならない。
- (2) 指針は、児童・生徒及び職員の手帳に記載されなければならないが、手帳がない場合又は新たな手帳を印刷し直すことが実用的でない場合には、指針の写しを毎年すべての児童・生徒、親、教員及び職員に対して配布することもできる。
- (3) 指針は、その後毎年、1月の最初の日までにデラウェア州教育省に提出されなければならない。教育省は、指針が州法、連邦法及び州教育省の定めた規則を遵守していることを、毎年審査しなければならない。
- (4) デラウェア州教育省は、年次報告書を作成する。そこには通報され及び実証されたいじめ事件の要旨を含めなければならない。
- (d) 教育省の責務

- (1) デラウェア州教育省はデラウェア州法務省と協力し、モデル指針を作成しなければならない。モデル指針は適宜変更が認められ、幼稚園から12年生までに適用される。また、州教育省は学校区及びチャータースクールを支援するため、両省のウェブサイトはこの指針を掲載しなければならない。
- (2) 2009会計年度から始まる一般予算割当法に規定される学校区及びチャータースクールへの包括的学校規律改善計画基金の配分は、学校区の又はチャータースクールのいじめ防止指針を州教育省が承認することを条件とする。
- (3) 予算措置が可能な限りで、デラウェア州教育省は、省が規定する基準に基づいた模範的プログラムを有する学校のための賞金制度を提供することができる。
- (e) 免責
- 学校被用者、学校ボランティア要員、又は児童・生徒は、善意に基づき、かつ、学校区又はチャータースクールのいじめ防止指針において明記された手続きを用いて1人以上の適切な者に対し、いじめを報告したことから起こる損害については訴訟原因から個々に免責される。ただし、通報行為が、甚だしい不注意、無頓着又は故意若しくは意図による行為又はこれらの両方を含む場合は、このような免責は行われてはならない。
- (f) 他の抗弁
- (1) 技術が関係する事件における物理的位置又はアクセスの時間は、学校との関連性が十分にある場合に、この条に基づき学校区又はチャータースクールによって始められたいかなる懲戒措置

においても有効な抗弁とはならない。

(2) 学校区又はチャータースクールの指針に従って、合法的な業務又はこの条の侵害に関する調査の範囲内で行われる場合は、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータネットワーク若しくはその他の電子的技術を通じてアクセスされるデータ又はコンピュータソフトを用いるいかなる者に対しても、この条を適用しない。

(g) 学校犯罪報告法との連携

ある事件が、いじめの定義に加え、州法又は連邦法に基づく特定の犯罪の定義を満たす場合がある。この条、又はその結果として策定された指針におけるいかなる規定も、学校職員がデラウェア州法典第14編第4112条の報告義務のすべてを

果たすこと、又は学校の所有地内若しくは学校活動において起こった、同条では報告を必要とされない犯罪の予兆を通報することを妨げてはならない。この条のいかなる規定も、デラウェア州法典第16編第9章において明記される児童の虐待若しくは性的虐待のための通報義務又は州法若しくは連邦法に基づくその他のいかなる通報要求をも廃止するものではない。

(h) 規則及び規定

この条に反する規定の有無にかかわらず、デラウェア州教育省は、この条の履行に必要な規則及び規定を制定することができる。

(いび みえこ・海外立法情報課)